

南種子町農業委員会平成 27 年 3 月総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 3 月 17 日（火）午前 9 時 30 分から午前 10 時 36 分

2. 開催場所 中央公民館第 2 会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	2 番	池亀 昭次	3 番	中里 安男	
	4 番	古市 道則	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	

4. 欠席委員 1 番 寺田 誠

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 8 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の申請について

議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について

議案第 6 号 平成 27 年度標準農作業料金（案）の決定について

承認第 1 号 農地法第 3 条許可の別段の面積の基準（下限面積）の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

7. 会議の概要

事務局 本日欠席届が会長に出ておりますので、報告いたします。議席番号 1 番 寺田 誠委員が欠席であります。それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 8 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号6番、中峰義哉委員。7番、石堂かよ子委員を指名します。

議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは会長諸般の報告を別紙にて報告いたします。2月23日、新規認定農業者認定式が9時から町長室で開催され、会長・局長が出席しております。2月24日、『農の雇用事業』現地調査が町内で開催され、局長が出席しております。県農業会議黒木氏の現地調査ということであります。2月25日、第5次長期振興計画策定に係る第3回南種子町地域開発促進協議会が研修センターで開催され、会長が出席しております。内容につきましては、計画の構想と内容、計画の改定についてであります。2月26日、種子島農業公社理事会が10時から公社で開催され、会長が出席しております。内容につきましては、固定資産取得に係る負担割合・公社の下部会社の出資金額についてであります。同日、中種子町・南種子町・種子島農業公社 農作業料金検討会が16時30分から研修センターで開催され、局長・係長・農地相談員が出席しております。2月28日、第31回南種子町生涯学習大会が福祉センターで開催され、会長が出席しております。3月1日、広田遺跡ミュージアム・国史跡広田遺跡公園オープニングセレモニーが9時30分から広田遺跡ミュージアムで開催され、会長・局長が出席しております。3月2日、平成26年度農業委員会組織業務効率化検討会・県農業委員会職員協議会理事会が鹿児島市で行われ、局長が出席しております。3月2日から5日にかけて、平成26年度女性農業委員活動推進シンポジウムが東京都で開催され、石堂職務代理が出席しております。内容につきましては、女性農業委員活動推進シンポジウム・交流交歓であります。3月3日、平成27年度南種子町農地標準小作料・標準農作業料金検討会が14時から町中央公民館で開催され、会長・職員が出席しております。3月6日、現地調査、9時から町内で開催され、出席者については会長、高田農地部長、中里・古市・寺田・小山・池亀・白川委員・事務局であります。内容については、3条・5条・奨励金・非農地・現況確認・農地パトロールであります。現地調査は、別途、3月5日には西田担当委員・職員で現地調査。3月6日、石堂委員の担当する地区を職員と現地調査を行っています。3月10日、平成27年度戦没者慰霊祭が10時から福祉センターで開催され、会長・局長が出席しております。以上で諸般の報告を終わります。

議長 諸般の報告が終わりました。質疑については、この後開催されます全員

協議会で行います。

議長 日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成26年度第8号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。なお、整理番号12番については、石堂かよ子委員が参与の制限に該当しますので、先ず整理番号12番のみを議題とします。

石堂かよ子委員が農業委員会法第24条議事参与の制限に該当することとなりますので、石堂かよ子委員の退場を求めます。

(石堂かよ子委員、退場)

議長 事務局より議案第1号、整理番号12番のみの説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権27件の内1件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は6ページをご覧ください。今回、利用権を設定する方は、南種子町〇〇〇番地〇〇 Aさんで、利用権を受ける方は、南種子町〇〇〇番地〇 Bさんです。現況は、田が6筆の8,994㎡です。設定期間は5年間設定です。整理番号1番の〇〇字〇〇—〇が新規設定で、残り5筆については再設定となっております。平成27年4月1日から平成32年3月31日までの期間となっております。個別の資料につきましては23ページから25ページに字図を添付してありますので、お目通しのほうをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号12番については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号 整理番号12番については原案どおり決定いたしました。石堂かよ子委員の入場を求めます。

(石堂かよ子委員、入場)

議長 引き続き議案第1号、整理番号12番以外を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権27件の内残り26件、賃貸借権・期間借用1件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は4ページをご覧ください。まず農用地利用集積計画 賃貸借権 25件について、説明いたします。

今回、利用権を設定する方は〇〇〇番地 Cさん 外 22名の方々と、利用権設定を受ける方は、〇〇〇番地 Dさん 外 16名の方々です。現況は、田が33筆の41,796㎡、畑が18筆の43,325㎡です。設定期間は、5年間設定で24件の内、新規設定が16件と、再設定が8件、1年設定が1件の新規設定となっております。整理番号 11番をお願いします。資料は6ページになります。

整理番号 11番、利用権を設定する者は、Eさんでございます。土地の所在が、〇〇字〇〇—〇の1筆について説明いたします。資料は21ページをお開きください。Eさんの土地でございますが、地積が9,129㎡であります。今回、Fさんと利用権を設定する面積は22ページを見ていただければ判るかと思っておりますが、耕作可能面積が6,000㎡となっておりますので、今回の利用権設定は6,000㎡という形になっております。続いて整理番号 20番から 24番の(株)Kにつきましても、平成27年の2月1日に本町の認定農家に認定された農家でございます。権利の内容はレンコン作付けとなっております。整理番号 25番と 26番につきましても、平成26年の第3号議案の農用地利用集積計画で承認されたものの内、賃貸借権の内、期間借用 44件の内の2筆でございます。設定するGさんとHさんにつきましても、期間借用ではなく、(有)Hと年間借用をしたいという申し出によるものでございます。個別の資料につきましても、10ページから37ページに字図を添付してありますのでお目通しのほうをお願いします。続いて資料は38ページをお開きください。賃貸借権残り1件について説明いたします。

平成27年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画の利用権設定、鹿児島県地域振興公社からの一時貸付になります。設定する期間は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間です。畑1筆で1,883㎡となっております。資料のほうは39ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。整理番号1番、利用権設定をする者は、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権設定を受ける者は南種子町〇〇〇番地 Iさんです。土地の所在は、〇〇字〇〇—〇。現況・登記ともに畑、1,883㎡で、賃借料は〇〇,〇〇〇円でございます。個別の同意書が40ページ、字図を41ページに添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

続いて42ページをお願いいたします。平成27年3月31日を公告日とする農用地利用集積計画の賃貸借権の期間借用1件を定めたいので承認を求めるものでございます。今回、利用権設定をする方は、〇〇〇番地のJさんで、利用権を受ける方は、熊本県〇〇市〇〇の(株)Kでございます。現況は田が7筆の9,784㎡です。設定期間は5年間設定で、平成27年4

月1日から平成32年3月31日まででございます。27年度につきましては4月1日から8月31日までの期間借用でございます。28年度からは開始が2月1日から、終わりが8月の31日までの期間借用となっております。個別の資料につきましては、43ページから44ページに字図を添付しておりますのでお目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、1号議案について承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「はい」の声あり。)

議長 小山委員。
12番委員 42ページのJさんの利用権設定なのですが、これは始期が2月1日から8月31日までとなっているのですが、8月31日から2月までと逆になっているようだけど、どうなんですか。

議長 事務局説明。
事務局 9月1日から1月31日までは(有)Hが借用するようになっております。それで、次の2月1日から8月31日までが、(株)Kさんが使うということになっております。

12番委員 わかりました。
議長 他にありませんか。石堂委員。
7番委員 Eさんの件についてですが、この面積の内の6,000㎡借用ということですが、航空写真を見ますと、中に建物が建っているように見えるんですけども、現地調査に行った方の説明お願いできますか。建物がもし建っているのであれば、農地のまま残っているということですので、転用なり何なり申請をする必要があるのではないかと思います。

議長 事務局。
事務局 本人からの申し出によるものでございまして、現地のほうには行って確認はしておりません。ここの建物が現在どのように使われているかが確認が出来ませんので、すみませんが後ほど確認をさせていただきたいと思えます。

議長 担当委員。何か説明はありますか。

議長 懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。他に質疑はありますか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり

決定いたします。議案第1号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、貸人・K、借人・L 外3件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事。

事務局 45ページをお開きください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が1件、賃貸借権が3件です。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 資料を読み上げます。

整理番号1番、借人が〇〇〇番地のLさん。貸人が神奈川県〇〇市〇〇区〇〇番〇—〇〇号のKさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇—〇〇。地目は畑、地積は3,005㎡。5年間の賃貸借設定で対価は反当〇〇, 〇〇〇円です。整理番号2番、借人が〇〇〇番地のLさん。貸人が東京都〇〇市〇〇のMさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇—〇〇。地目は畑、地積は3,051㎡。5年間の賃貸借設定で対価は反当〇〇, 〇〇〇円です。整理番号3番、借人が〇〇〇番地のLさん。貸人が〇〇〇番地〇〇のNさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇—〇〇。地目は畑、地積は4,705㎡。5年間の賃貸借設定で対価は反当〇〇, 〇〇〇円です。整理番号4番、譲受人が〇〇〇番地〇の〇さん。譲渡人は大阪府〇〇市〇〇—〇〇のPさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇—〇〇。地目は畑、地積は2,770㎡。所有権移転で対価は記入がないのですが、〇〇〇, 〇〇〇円とのこと。字図は50ページから添付しています。これらの件につきましては別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、2番、3番については私の方より説明いたします。

5番委員 Lさんが〇〇のKさん・Mさん・Nさんの土地を賃貸借するということでございます。現地調査で確認したところ、キビを栽培しているようです。前々からLさんに対しては、自分の土地を荒らしておって、借りた土地も荒れつつあるということで注意を受けておった訳ですけど、今回現地調査の結果、きれいに整理し、キビの作付をして、収穫もなされていたということで、今回5年間の賃貸借をしていきたいということです。皆様方の熱心なご審議をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長 整理番号4番、担当委員は寺田委員でございますが本日欠席ですので、高田農地部長より説明をお願いいたします。

農地部長 整理番号4番については、譲受人が〇さん、譲渡人がPさんですが、Pさんにつきましては、以前より県外、大阪の方へ出郷しておりまして、年

に1、2回種子島の方へ来て、農地の確認のため帰郷しておりますけれども、今後はもう年齢が年齢でございます、帰郷が出来ないようでございます、今回、〇さんに農地を買っていただきたいということで、〇さんが買うことになったということでございます。ここに出ております農地、〇〇〇の2反7畝につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように売買価格は〇〇万円とのことでございます。他にも山林等が10筆程度あるようでございます。これを含めて合計金額〇〇万円での売買をしているようでございます。その中に現地調査に行った折には、ちょうどゴーカートのある所から車で下りる道がありますが、〇〇に行く道の角に6畝程度の畑と小屋みたいなのが建っております、そこについても今回売買をしていますが、農地に建物が建っていた関係で、今回の申請から外して、今後の委員会に5条申請を出すということでございますので、申し添えてお伝えしたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。小山委員。

12番委員 貸し借りには何の問題もないのですが、土地改良をした所、賦課金を納めなければいけない所。そういった所は土地改良区へも、この人は借りましたということがわからないと、誰がお金を持ってくるかもわからないことがあるので、そういう所を借りた時は(土地改良区と)連絡を密にして、「この人は5年間借りましたから」と教えていけば賦課金の徴収も土地改良のほうも遅れることもなくスムーズに進行していくのではないだろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

9番委員 土地改良区の代表として今の件につきましてお答えします。以前まで委員会の書類を土地改良区のほうへ出しておりましたけれども、土地改良区のほうから農業委員会の事務局のほうにお願いして資料を見せていただいているというようなことで、今言われたような貸し借り・所有権移転の関係につきましては、農業委員会と土地改良区は意見を取り合いながらしているということでございます。

議長 今の件に関して事務局から説明はありますか。

事務局 今回の件に関しましてですが、今現在農業委員会のほうで許可が出た分について土地改良区へ報告するというところをしないところがあります。一応今回の件が土地改良のほうと齟齬が出るということがありましたら、〇〇の分に関しまして土地改良区のほうへお知らせするという形が取ればと思っております。

事務局 一応3条だけでなく基盤法にも関連します。過去にしていた、ここと言えば情報関係を共有していたほうが良いということになってきます。この中で何故しなくなってきたのかというのを再度確認させていただきます。というのが個人情報保護法などが出てきますので、その中でどうなの

かというのを確認して、情報の共有関係で土地改良区の事務局には農地地図システムを見られるようにしてありますから、そこを見られるようになってから貸し借り関係まで見れるということがあるかと思しますので、情報を紙で渡すのか情報関係を地図システム上で見れるようにするのかということを確認して、情報の共有が出来るような形で、今後他の状況を見ながら対応していきたいと思しますのでよろしくお願いします。

9 番委員 今言ったように私の方としては前にも代表として来ている段階では毎月この(総会)資料を持って行って土地改良区と連絡を取っていたのですが、最近私も出しておりませんから、そういう事務作業はされていると思っておりましたのでもう一回確かめたいと思します。

議 長 他にありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・Q、譲受人・Rを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事。

事務局 54 ページをお開きください。今月の農地法第5条の許可申請が1件です。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

整理番号1番、譲受人が南種子町〇〇〇番地のRさん。譲渡人が南種子町〇〇〇番地〇〇のQさんです。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇—〇〇。登記・現況は畑。地積は706㎡。工事計画としまして、平成27年4月から27年7月を予定しています。資金は全て融資によるもので、金額としまして2,500万となっています。一般住宅・車庫の建築が目的で、理由としまして、『現在借家住まいで、子供も大きくなり手狭になっている為』とのこと。農用地区域外の都市計画区域内であり、2種農地のその他の農地に該当します。詳細につきましては次のページからの資料をご覧ください。58ページをご覧ください。今回の宅地の平面図を付けているところですが、下の方の横断面図というのがあります。今回建設する土地が崖地になっている所です。高さが2mを超える場合は、その倍の幅を「崖地後退線」ということで取らないといけないということで、その崖地後退線よりも後ろ、16mよりも後ろに宅地を建築することになっています。また、今回面積が500㎡を超えていますので、60ページに申請理由書を付けています。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに
10番委員 補足説明をお願いいたします。整理番号1番、白川委員。

議長 長 ただ今の議案について説明します。譲受人のRさんは〇〇牧場の従業員
10番委員 でありまして、元々の出身地は〇〇〇市でございます。理由に書いてあり
ますが、今住宅を借りて住んでいます。今後も〇〇牧場で働きたいという
意向でございます、どうしても家を建築したいということをおQさんに相
談をして、土地の譲渡をお願いしたということでございます。よろしくお
願いします。

議長 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい。全員賛成ですので、
原案どおり決定いたします。議案第3号については、全員賛成ですので原
案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議長 長 日程第6、議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明
(非農地証明)について、申請人・Qを議題とします。事務局より議案の説
明をお願いします。河野主事。

事務局 63ページをお開きください。今月の農地法第2条の規定にある農地でな
い旨の証明(非農地証明)は1件です。議案第4号 農地法第2条の規定に
ある農地でない旨の証明(非農地証明)について資料を読み上げます。

整理番号1番、申請人は南種子町〇〇〇番地〇〇のQさん。土地の所在
は〇〇〇字〇〇〇—〇〇〇 外1筆の合計2筆です。地目は畑ですが、現
況は山林となっている所です。地積の合計は515㎡。変更年月日に関しま
しては昭和52年月日不詳とのことです。現況意見といたしまして、『申請
地は昭和52年以前より山林として利用され現在にいたっております』と
のことです。また、この案件につきましては先ほどの議案第3号の5条申
請の崖地部分の方になっている所です。資料につきましては64ページ以
降に添付しています。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに
10番委員 補足説明をお願いいたします。整理番号1番、白川委員。

議長 長 ただ今の議案について補足説明をいたします。申請されている〇〇〇〇
10番委員 〇〇—〇〇・〇〇。ここは先ほどRさんに譲渡した土地の一部でありまし
て、法面のようになっていて、そこに竹がいっぱい生えている訳です
よ。おそらく農地としての復元は見たところかなり厳しいのではないかと

思います。ここに書いていますが昭和 52 年以前からそのような状態であり
ますので、是非農地でない旨の承認を頂きたいと思っておりますので、よろし
くお願いします。終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案
どおり決定いたします。議案第 4 号については原案どおり決定いたしまし
た。

議 長 日程第 7、議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・
S 外 21 件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
河野主事。

事 務 局 68 ページをお開きください。議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請に
ついて説明します。

申請人は、S 外 21 件になります。地積の合計は 1,151 アール。奨励
金の合計額は〇〇〇, 〇〇〇円です。現地調査において、耕作されている
ことを確認しておりますので問題はないと思っております。以上で説明を終わ
ります。

議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 5 号については、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案
どおり決定いたします。議案第 5 号については原案どおり決定いたしまし
た。

議 長 日程第 8、議案第 6 号 平成 27 年度南種子町標準小作料・標準作業料
金(案)の決定について、を議題とします。事務局より議案の説明をお願い
します。事務局長。

事 務 局 資料は 71 ページになります。議案第 6 号 平成 27 年度南種子町標準小
作料・標準作業料金(案)の決定について、標記の件について別紙のとおり
議決を求めるものです。資料は 72 ページをお開きください。別途補足資
料をお配りしておりますので説明させていただきます。今までの経過と今後
の流れについて説明します。

2 月 16 日に町技連会、2 月 26 日に南種子町・中種子町・種子島農業公
社関係で検討会を実施しております。3 月 3 日に南種子町標準小作料・標

準作業料金の検討会を実施して、今回この検討会で諮問をしまして、3月17日 本日、農業委員会定例総会に議案として提案するものであります。本日の決定後、町の（広報紙）折り込みによる全戸への配布、それと町のホームページへ掲載して周知徹底を図っていくというような流れになっております。それでは資料について説明します。補足説明資料の中の2ページ・3ページをお開きください。

2ページについては今現在の26年度、今回提案します資料につきましては、27年度は3ページになります。変更点等については赤文字で書いてある所が変更点となります。その中で1番上の方になりますが、農作業の賃金ということですが、田・畑とも一般農作業ということで8時間当たり〇,〇〇〇円。時給で〇〇〇円であります。農作業の関係につきましては表示関係が変わったところのみとなっております。3ページ下の2番目、平成27年度農地賃借料情報ということであります。ここについては26年度を参考にし、田の整備地区については〇万円、未整備地区については〇千円としております。畑についても同じく整備地区については〇万円、未整備地区については〇千円になります。他、資料としまして4ページ・5ページについては中種子町・西之表市、6ページについては種子島農業公社の農作業料金関係を載せているところです。

最後の7ページにつきましては、鹿児島県の最低賃金が平成26年10月19日より改定されていますので、そこに資料を添付しております。補足資料の一枚目に返してもらいまして、1ページの1番下になります。農地の賃貸借の小作料関係ですが、平成23年度に田につきましては整備地区で〇万〇千円から〇万円、未整備地区で〇万〇百円から〇千円ということで変更になったということです。その他の中で、今回検討する段階で、中種子・種子島農業公社の中の検討事項ということで、平成28年度に向けた作業料金改定事項、検討事項ということで申し合わせが出たところであります。内容につきましては、さとうきびハーベスター関係の収穫作業料金の改正についてということで、本年度の27年度中に検討し、28年度の作業料金関係の方で検討・改正を図っていくというのが案件として挙がっております。以上、補足説明関係を含めまして平成27年度 南種子町標準小作料・標準農作業料金決定の議案について説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
（「はい。」の声あり）

議 長 白川委員。

10番委員 ホイルトラクターの大型・中型・小型は料金が違いますよね。平だたきをするという目的は一緒なのですよね。大型より中型の方が余計に時間が掛かりますよね。耕運をするという目的はどちらも達成すると思うのです

議 長
事 務 局

が10アールの単価が違いますよね。この理由の説明をいただけませんか。
局長。

3月3日に町の標準作業関係の検討会を経て、今回の議案として提案したところですが、内容としては大型・中型・小型、それに関する所要時間関係が質問されたところも検討事項の中に入っております。県の中で出しております燃料消費量関係、1時間当たりどれだけ燃料を消費するかとした時に、所要時間については小型のほうが時間は掛かりますが、燃料を消費する量は馬力数が大きい大型のほうが消費量が多いということになっていきますので、それを償却代、燃料代等を換算して金額的に、同じロータリー耕でも、大型の場合は〇,〇〇〇円、中型の場合は〇,〇〇〇円、小型の場合は〇,〇〇〇円ということで、大きくなれば大きくなるほどコストが掛かっていくという試算からの計算方法になっています。

(「はい。」の声あり)

議 長
10 番委員

白川委員。

そうすると耕耘機は小型よりも逆に高くなっていますよね。これは歩くということを含めてなんですかね。耕耘機が小型のホイールよりも逆に高くなっていると。多分燃料をあまり使わないと思うんですよ。乗用じゃなくて歩くということも含めてなのですかね。

事 務 局

今現在は鹿児島県の基準を参考にして、各市町村ごとの基礎データは持っていません。というのが鹿児島県自体で一本化された金額を参考にさせてもらっていますが、質問内容等で、耕耘機については作業のオペレーター代が高つくということと、近年耕耘機でのロータリー耕自体が少なくなってきたということもあり、賃金関係ではオペレーター代が高つくいた形で小型トラクターよりも高くなっているということでの資料になります。

10 番委員

はい、わかりました。

(「はい。」の声あり)

議 長
12 番委員

小山委員。

参考なんですけど、さとうきびのハーベスター代。これは色々、農業公社も出資し、個人的にも経営していると思うんですけど、営業利益といいますか、農業公社も結構あれだけの人を雇って、さとうきびをやって、営業利益を受けている訳ですから、そこ辺りを担保にして、価格を下げたほうがいいと思うんですよ。幾ら上手く行っても7トンしかないのに、 $2 \times 7 = 14$ 万円。これね、 $7 \times 6 = 42$ 、4万2千円だったら、ほとんど農家には9万円。肥料代を抜いたら何をしているか分からない感じですので、ここ辺りは個人的なハーベスター組合と、農業公社の独禁じゃないけど、手を組んでいるんじゃないでしょうけど。もう少し安くしてもいいんじゃないかと私は思います。そこらあたりの検討をしてもいいんじゃないでしょうか。あの農業公社なんかを見ても結構利益はあるからね。

議 長
事 務 局

懇談に入りますか。局長。

補足資料の中の先ほど説明したところになります。ここについては基本料金を算定したのは平成 17 年・18 年にトン当たり消費税抜きの〇, 〇〇〇円から〇, 〇〇〇円に 200 円引き下げをしています。今質問された、今回 27 年度検討していこうということになっておりますが、受託をする側の意見としては人夫を確保するのが厳しいということがあるので引き上げていきたいと。さとうきびの生産者代表の方からは、今言われたように引き下げをという意見が出てきていますので、27 年度中にそこを参考に検討する期間として設けようとなったところです。平成 17 年・18 年に引き下げが決まった経緯としては平成 14・15・16 と度重なり台風が襲来しまして、反収が 5 トンを切るぐらいということがありまして、さとうきびの面積が激減したという年がありました。面積の確保ということで、種子島全島で 2,500 ヘクタール、南種子町で 500 ヘクタールを目標にしていこうということで、300 ヘクタールまで落ちましたので、今現在では 500 ヘクタールの維持ができておりますが、今後さとうきび農家が高齢化していくという中で面積も減っていくだろうということが予測されますので、今言われたことについては、27 年度中に検討する事項ということで、南種子町農業委員会の一意見ということで、今後検討会がありますので理事会等の中で提案していききたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長
12 番委員
議 長

小山委員、よろしいですね。

はい。

他にありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 6 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 6 号については原案どおり決定いたしました。

議 長

日程第 9、承認第 1 号 農地法第 3 条許可の別段の面積の基準(下限面積)の設定について、を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事。

事 務 局

73 ページをお開きください。農地法第 3 条許可の別段の面積の基準(下限面積)の設定について、承認を求めるものです。74 ページをお開きください。承認第 1 号 農地法第 3 条許可の別段の面積の基準(下限面積)の設定について、趣旨を読み上げます。

趣旨、平成 21 年 6 月 24 日付で、交付された改正農地法により下限面積の別段面積の設定権者が県知事から市町村農業委員会へと変更されました。農業委員会で、新たに別段面積を設定しなければ、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により下限面積が原則である 50 ア

ールになります。

本町においては、平成 21 年 11 月 16 日に種子島 1 市 2 町の会長・事務局長会議で、島内統一した下限面積 50 アールを維持する。又、別段面積については、(農地の権利移動の不許可の例外)で対応。すなわち草花等のハウス栽培(高収益作物)で、その経営が集約的に行われる事であると認める場合は、下限面積以下でも考慮することでの意見で、平成 21 年度承認決定されている。

以上のことから平成 27 年度は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の「下限面積」の判断基準に照らした結果、前年度と同様となったので、現行下限面積 50 アールとし、又、別段面積については、(農地の権利移動の不許可の例外で対応。)することとしたいので、承認を求めます。参考資料としまして 2010 年度の農林業センサスのデータを載せています。現在の最新の情報が 2010 年度のため、昨年度に引き続きこのデータを載せているところです。そのため今回も南種子町は現行どおり下限面積を 50 アールとして設定し、又別段面積に関しましては、農地移動の不許可の例外で対応すると設定するところであり、以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、承認第 1 号については、原案のとおり承認決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。承認第 1 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。